

和歌山県県議会 意見書 採択される

3月14日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県、北海道、福島県、鹿児島県、東京都及び政令指定都市である横浜市に続き和歌山県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政界各担当大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No. 24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下を参照ください。

なお、本ニュースにつきましては順序が不同になっておりました。この件に関しまして深くお詫び申し上げます。

また、現時点での地方議会採択された都道府県及び政令指定都市は以下のとおりです。

議 会	採択若しくは 意見書日付	各議会の HP 該当ページ
大 阪 府	2011 年 3 月 16 日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
神奈川県	2011 年 10 月 14 日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
富 山 県	2011 年 12 月 13 日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
茨 城 県	2011 年 12 月 20 日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
静 岡 県	2012 年 3 月 16 日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
福 島 県	2012 年 3 月 16 日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
北 海 道	2012 年 3 月 23 日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
鹿児島県	2012 年 3 月 26 日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
東 京 都	2012 年 6 月 20 日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
横 浜 市	2012 年 6 月 21 日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
和歌山県	2012 年 6 月 29 日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
岐 阜 県	2012 年 7 月 5 日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
千 葉 県	平成 24 年 7 月 6 日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
高 知 県	平成 24 年 7 月 6 日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html



意見書・決議案

平成24年6月29日 原案可決(賛成全員)

和議第68号

登記の事務・権限等の地方への移譲に反対する意見書(案)

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととされた。

こうした中、政府の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局が行っている登記の事務・権限等についても地方に移管すべき対象として検討されている。

もちろん、国と地方の役割分担を見直し、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組んでいけるようにするための改革は、今後とも強力に推し進めるべきなのは言うまでもない。

しかしながら、法務局が担う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引等の安全に寄与する信用制度であり、高い中立性・公正性が求められる。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用により実施されることが必要である。

加えて、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門知識に裏付けられた判断が不可欠であり、地方に移譲された場合、地域によって運用に格差が発生することが懸念される。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務・権限等を地方への移譲対象としないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

様

和歌山県議会議長 山下 直也

(提出者)
大沢広太郎
長坂 隆司
雑賀 光夫
角田 秀樹
山下 大輔

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

法務大臣
内閣官房長官

[トップページへ](#)  [このページの最初へ](#) 

■ホームページに関するご意見・ご感想は、e2001001@pref.wakayama.lg.jp又は TEL073-441-3560にてお願いします。

Copyright (C) 2002-2008 Wakayama Prefectural Assembly. All Rights Reserved.